

返戻金制度について

一般社団法人 フィッシャーマン・ジャパン

当社は下記のとおり、返戻金制度を設けております。

記

当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から 1 ヶ月以内に自己都合を理由に退職された場合、当社は求人者から支払いを受けた報酬を以下の割合で返還するものとする。

1 週間以内 100%、1 ヶ月以内 50%、2 ヶ月以内 30%

なお、当社の事由に起因する退職、求人者の都合による解雇もしくは、当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合、上記の報酬返還は適用されない。

以上